

新（R8.10.1 適用版）	現 行
※変更箇所のみ抜粋	※変更箇所のみ抜粋
建築関係設計業務委託特記仕様書	建築関係設計業務委託特記仕様書
2. 業務の実施	2. 業務の実施
(1) 一般事項	(1) 一般事項
a. 基本設計業務	a. 基本設計業務
提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。	提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
b. 実施設計業務	b. 実施設計業務
①提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。	①提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
②積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。	②積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
③実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」（平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号）を参考に、明示すべき施工条件を記載する。	③実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」（平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号）を参考に、明示すべき施工条件を記載する。
④工事施工において、複数選択が可能となるよう鉄骨造の柱脚に既製品を用いる場合は、3 社以上（監督員と協議する。）の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造（RC 柱型部分含む。)) が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材に変更が生じないよう設計する。この場合、柱脚部の RC 柱型部分のコンクリートの強度・柱型の大きさ、主筋径・本数、せん断補強筋・間隔等についても、変更がないよう設計する。	④工事施工において、複数選択が可能となるよう鉄骨造の柱脚に既製品を用いる場合は、3 社以上（監督員と協議する。）の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造（RC 柱型部分含む。)) が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材に変更が生じないよう設計する。この場合、柱脚部の RC 柱型部分のコンクリートの強度・柱型の大きさ、主筋径・本数、せん断補強筋・間隔等についても、変更がないよう設計する。
また、建築基準法第 18 条に基づく計画通知には、監督員と協議して前記 1 社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の 2 社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を計画通知書に添付する。	また、建築基準法第 18 条に基づく計画通知には、監督員と協議して前記 1 社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の 2 社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を計画通知書に添付する。
⑤工事施工において、複数選択が可能となるよう床版にデッキプレートを用いる場合は、3 社以上（監督員と協議する。）の既製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造）が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないよう設計する。	⑤工事施工において、複数選択が可能となるよう床版にデッキプレートを用いる場合は、3 社以上（監督員と協議する。）の既製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造）が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないよう設計する。
⑥建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律その他の関係法令に基づき、次に指定する方法により、省エネルギー関係計算書その他必要な図書を作成する。 非住宅部分（・標準入力法 ・モデル建物法 ・モデル建物法（小規模版）） 住宅部分（・標準計算 ・仕様基準 ・仕様計算併用法） その他（・ ）	⑥省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務が適用の場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく（・標準入力法・モデル建物法）の計算を行う。
⑦改修設計において、設計対象範囲に「福島県県有建築物の非構造部材の減災化計画」に定める非構造部材がある場合は、当該部材の改修方針について監督員と協議する。	⑦改修設計において、設計対象範囲に「福島県県有建築物の非構造部材の減災化計画」に定める非構造部材がある場合は、当該部材の改修方針について監督員と協議する。
⑧改修設計において、貫通、はつり又は穿孔する箇所については、現地及び既存図面等を調査の上、鉄筋・埋設物（電線類・配管類）を切断する可能性がある場合は、その対策（迂回・内部探査等）について充分検討する。	⑧改修設計において、貫通、はつり又は穿孔する箇所については、現地及び既存図面等を調査の上、鉄筋・埋設物（電線類・配管類）を切断する可能性がある場合は、その対策（迂回・内部探査等）について充分検討する。

新（R8.10.1適用版）	現 行
※変更箇所のみ抜粋	※変更箇所のみ抜粋
c.書類作成関連基準 ・官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン [官庁営繕部] ・官庁営繕事業における BIM 活用実施要領 [官庁営繕部] ・建築工事設計図書作成基準（同基準の資料） [官庁営繕部] ・建築設備工事設計図書作成基準 [官庁営繕部] ・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領 [福島県土木部] ・建築工事標準詳細図（１）～（６） [官庁営繕部] ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） [官庁営繕部] ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） [官庁営繕部] ・福島県電子納品運用ガイドライン（建築関係設計業務委託編） [福島県土木部] ・「<u>情報共有システム</u>」実施要領 [福島県土木部] ・（ ）	c.書類作成関連基準 ・官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン [官庁営繕部] ・官庁営繕事業における BIM 活用実施要領 [官庁営繕部] ・建築工事設計図書作成基準（同基準の資料） [官庁営繕部] ・建築設備工事設計図書作成基準 [官庁営繕部] ・設備工事に係る専門工事設計図書作成要領 [福島県土木部] ・建築工事標準詳細図（１）～（６） [官庁営繕部] ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） [官庁営繕部] ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） [官庁営繕部] ・福島県電子納品運用ガイドライン（建築関係設計業務委託編） [福島県土木部] ・<u>建築関係業務委託における情報共有システムの運用</u> [福島県土木部] ・（ ）

新（R8.10.1 適用版）	現 行
※変更箇所のみ抜粋	※変更箇所のみ抜粋
(6) その他、業務の履行に係る条件等 (a) 指定部分の範囲（ ） ・指定部分の履行期限（ ） (b) 成果物の提出場所（ ） (c) 成果物の取り扱いについて 提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。 (d) 写真の著作権の権利等について 受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。 ①写真は、福島県が行う事務並びに福島県が認めた公的機関の広報に無償で使用的ことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。 ②次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。） 1) 写真を公表すること。 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。 (e) 構造計算について 構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築（構造）設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。 (f) 省エネルギー計算について 省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、各設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。	(5) その他、業務の履行に係る条件等 (a) 指定部分の範囲（ ） ・指定部分の履行期限（ ） (b) 成果物の提出場所（ ） (c) 成果物の取り扱いについて 提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。 (d) 写真の著作権の権利等について 受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。 ①写真は、福島県が行う事務並びに福島県が認めた公的機関の広報に無償で使用的ことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。 ②次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。） 1) 写真を公表すること。 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡す__こと。 (e) 構造計算について 構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築（構造）設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。 (f) 省エネルギー計算について 省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、各設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。

